

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年 7月18日
国立高等専門学校機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に向け、取り組むべき内容の検討に着手した。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加し、当機構が行う温室効果ガス排出抑制等のための取り組み全体に関して検討した。
- 温室効果ガス排出抑制等のための取り組み全体に関して、機構の組織内における統一の具体的な取組事項、数量的な目標、推進体制等をまとめた「独立行政法人国立高等専門学校機構における温室効果ガス排出抑制等のための取り組みについて」を定め、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の契約に関して、「環境配慮型プロポーザル方式」を採用することとし、その旨を組織内の各高専に周知した。